

## **職場環境ウェルビーイング推進事業費補助金に係るQ & A**

### **◆対象者について**

#### **Q. 常用雇用者とは何ですか。**

A. 期間を決めず、又は1ヵ月以上の期間を決めて雇われている者で、1日の労働時間の长短は問わず、パートタイム労働者等も含みます。ただし、事業主などは対象から除きます。

#### **Q. みなしだ企業とは何ですか。**

A. 中小企業基本法では中小企業に該当するものの、大企業である親会社から出資を受けているなど実質的に大企業の支配下にある会社のことをいいます。  
具体的には次の①から③のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること
- ② 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること

#### **Q. 対象外となる業種などはありますか。**

A. 性風俗関連特殊営業、政治団体、宗教団体、その他補助対象としてふさわしくないと市長が認める事業は対象外となります。

#### **Q. 法人は同じで複数の事業所を展開している場合、事業所ごとに申込み可能ですか。**

A. 申し込みできません。

**Q. 市内に事業所を設置しているが、本社が市外にある場合は対象になりますか。（法人の場合）**

A. 対象になります。市内に事業所があれば、本社が市外にある場合でも対象になります。

**Q. 市内に事業所を設置しているが、事業主が市外に在住している場合は対象になりますか。（個人の場合）**

A. 対象になります。市内に事業所があれば、事業主が市外に在住・居住している場合でも対象になります。

**Q. 市外に事業所を設置しているが、事業主が市内に在住している場合は対象になりますか。（個人の場合）**

A. この補助金は市内に所在する事業者の支援を目的としているため、対象外になります。

#### ◆必要書類について

**Q. 「三島市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類」とは何を提出したらしいですか。**

A. 「履歴事項全部証明書」（発行から3ヶ月以内のもの）のほか住所と事業開始が確認できる「開業届」「営業許可証」「最新の確定申告書」の写し等を提出してください。

## ◆対象となる事業について【全般】

### Q. 補助対象経費を計算するにあたり消費税の取り扱いはどうなりますか。

A. 消費税及び地方消費税分については補助対象となりません。補助対象経費から除いた額で申請してください。

### Q. 対象外になる経費はどのようなものがありますか。

A. 具体的には下記のものがその一例になります。

- ・補助金の交付申請前に包括的に契約を締結している社労士や弁護士への顧問料
- ・三島商工会議所の専門家派遣事業における補助内容と重複するもの

【例】専門家派遣事業においては就業規則の見直しに係る事前相談や成果物のチェックなどは対象となるが、専門家派遣事業を利用した場合については、当該補助金は就業規則の作成や見直しに係る業務のみを対象とする。

- ・研修に係る交通費・飲食費
- ・公租公課（消費税を含む）※国や地方自治体に支払う税や保険料
- ・その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

### Q. 異なる補助対象事業を申込む場合の注意点はありますか。

A. 下記の条件をすべて満たす必要があります。

- ・1事業者、年度内に1回までの申請としているため、複数の補助対象事業に対して、同時に申請する必要があります。
- ・申請に際しては、補助対象事業ごとにそれぞれ必要となる書類も全て添付する必要があります。
- ・申請書類は補助対象事業ごとに分けるのではなく、複数の補助対象事業であってもまとめて記載してください。

## ◆対象となる事業について【(1) 就業規則等を整備するための事業】

### Q. 補助対象の経費は何ですか。

A. 職場環境整備等のための就業規則等の作成・見直し等にかかる社会保険労務士等への費用が対象になります。また、法定で定める内容を満たした就業規則を整備し、その一部または全部で法定を上回る規定や制度を定めることが必要になります。

※「顧問料」は対象外です。

### Q. 10名以下ため労働基準監督署への就業規則を届出する予定はありませんが申請はできますか。

A. できません。年度内に新たに作成した就業規則を労働基準監督署に提出し、受理印を受けた後、提出した控えの写しを実績報告時に提出する必要があります。(※受理印の日付が年度内ではない場合は対象外)

### Q. この補助事業を申込む場合の注意点はありますか。

A. この就労規則の整備について、他の公的な補助金を受けている場合は対象外となります。また、商工会議所の専門家派遣事業を利用した場合については、就労規則の作成や見直しに係る業務のみを対象とします。

### Q. 社会保険労務士等への報酬について、源泉徴収の金額は補助対象に含みますか。

A. 源泉徴収の金額は考慮せず、実際に社会保険労務士等に対し支払った報酬(税抜)の金額で申請してください。

## ◆対象となる事業について【(2) 良好的な労務環境の実現につなげるための事業】

### Q. 補助対象経費について教えてください。

A. 厚生労働省が所管している雇用関係助成金などのうち働きやすい職場環境づくりに着目した助成金制度を活用し、その助成金の申請手続きを社会保険労務士等に依頼する場合が対象になります。

### Q. 対象となる事業者について教えてください。

A. 雇用保険適用事業所の事業主であることなどが条件となります。詳細については以下の HP をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou/kyufukin/index\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/index_00018.html)

### Q. 具体的にはどのような助成金が対象になりますか。

A. 「短時間勤務」「育児休業」「テレワーク対応」等働きやすい職場環境を進めるための助成金がその対象になります。

具体的には以下に示す助成金がその一例になります。

- ・人材確保等支援助成金（雇用者管理制度助成コース）
- ・人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））
- ・人材確保等支援助成金（テレワークコース）
- ・両立支援等助成金（出生時両立支援コース）
- ・両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
- ・両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）など

なお申請予定の助成金が対象となるか判断が難しい場合は、商工観光まちづくり課（983-2655）までお問い合わせください。

**Q. 助成金の申請後に当市の補助金を申請することはできますか。**

A. できません。必ず助成金の申込み前に当市の補助金を申請してください。

**Q. 助成金の支給決定通知が年度末に届き、助成金の対象となる事業を年度内に終えることが出来ない場合においても対象になりますか。**

A. 対象になります。

ただし、市が毎年実施するフォローアップ調査などにおいて、以下のことが判明した場合、補助金の返金を求めることがあります。

- ・不正行為が判明した場合
- ・申請年度の次年度以降における事業の進捗が思わしくない場合

**◆対象となる事業について**

**【(3)研修を通じて働きやすい職場環境を進めるための事業】**

**Q. 社内の研修のうち、どのような研修が補助対象になりますか。**

A. 働きやすい職場環境づくりのための研修が対象となり、個人のスキルアップを図るための研修は対象となりません。研修名だけでなく、研修資料等から実施内容を確認のうえ、支給対象となるか判断させていただきます。

次に掲げる研修テーマが対象または対象外の例となりますので、参考にしてください。実施する研修が対象となるか判断が難しい場合は商工観光まちづくり課（055-983-2655）までお問い合わせください。

**○対象となる研修**

- ・ウェルビーイングに関すること
- ・ハラスマントに関すること
- ・ダイバーシティに関すること
- ・ヘルスケアに関すること
- ・育児と仕事の両立に関すること
- ・介護と仕事の両立に関すること
- ・非正規労働者の雇用環境整備に関すること
- ・DXを活用した業務改善に関すること等

○対象外となる研修

- ・接客に関すること
- ・パソコンスキルに関すること
- ・マーケティングに関すること 等

**Q. 市外の事業所と合同で研修を実施する場合は対象となりますか。**

A. なります。ただし、複数の事業所が合同で研修などを実施する場合は研修参加者の3分の2以上が市内事業所に勤めていることが条件になります。

**Q. 研修を受講予定であるが、複数回講義があり、年度をまたぐ場合はどの時点で申し込めばよいですか。**

A. 原則、年度内に複数回の講義とその支払を完了していただく必要があります。ただし、研修ごとにその都度支払をしている場合はこの限りではありません。詳細は、商工観光まちづくり課（983-2655）までお問合せください。

**Q. 講義が複数回にわたって実施され、各回のテーマによって対象となるもの・対象外となるものがある場合、申し込みは可能ですか。**

A. 研修全体の計画書や各回の研修資料等の内容から研修全体に対して、補助対象とみなす研修が明らかに1／2以上実施されるものと判断できるものについては、対象とします。

**Q. 「研修業務を通常業務として請負っている事業者」とは、どのような事業者ですか。**

A. HPなどで、研修業務を恒常に実施していることがわかることが条件になります。また、弁護士や社会保険労務士などの専門家が実施する研修の場合は、当市で当該事業者のHPなどを確認いたします。確認が取れない場合、補助金を交付できない可能性があるので、ご了承ください。